

【いの町】被災者支援制度一覧

令和7年10月時点

町No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	町関係課 連絡先 (制度に関係する外部団体 連絡先)
1	経済・生活面の支援	これから様々な支援制度に申し込みたい	罹災証明書の交付	災害による住家被害の程度(全壊・半壊など)を証明する罹災証明書を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ●火災以外の災害に係るもの 【市民課】 088-893-1117 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112 ●火災に係るもの 【仁淀消防組合】 088-893-3221
2	経済・生活面の支援	親や子ども等が死亡した	災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 【ほけん福祉課(健康福祉調整係)】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
3	経済・生活面の支援	負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 【ほけん福祉課(健康福祉調整係)】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
4	経済・生活面の支援 住まいの確保・再建のための支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要 住まいを建て替え・取得したい 住まいを補修したい 宅地を直したい 民間賃貸住宅に移転したい	被災者生活再建支援制度	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 【ほけん福祉課(健康福祉調整係)】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
5	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	義援金の配分	全国から寄せられた義援金を、義援金配分委員会において決定した基準により配分します。	<ul style="list-style-type: none"> 【出納室】 088-893-1921
6	経済・生活面の支援	住宅を解体したい	公費解体	被災した建物を、申請に基づき市町村が所有者に代わって解体・撤去する公費解体制度を利用できる可能性があります。 すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用についても、償還申請を行うことができる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 【環境課】 088-893-1160 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112

町No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	町関係課 連絡先 (制度に関する外部団体 連絡先)
7	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	【ほけん福祉課】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
8	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費))	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。	【ほけん福祉課】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
9	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。	【ほけん福祉課】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
10	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	教科書等の無償貸与	災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	【教育委員会事務局】 088-893-1922 【吾北教育事務所】 088-867-2312 【本川教育事務所】 088-869-2331
11	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	特別支援学校等への就学奨励事業	被災により、特別支援教育就学奨励費事業の支弁区分が変更になった特別支援学校等に通学する幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。	【教育委員会事務局】 088-893-1922 【吾北教育事務所】 088-867-2312 【本川教育事務所】 088-869-2331
12	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	小・中学生の就学援助措置	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。	【教育委員会事務局】 088-893-1922 【吾北教育事務所】 088-867-2312 【本川教育事務所】 088-869-2331
14	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	児童扶養手当等の特別措置	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ※翌年に、特例措置で支給した手当の一部又は全部の返還が必要な場合があります。	●児童扶養手当・特別児童扶養手当 【市民課】 088-893-1117 ●児童障害者手当・特別福祉手当 【ほけん福祉課】 088-893-3810

町No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	町関係課 連絡先 (制度に関する外部団体 連絡先)
15	経済・生活面の支援	町税や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	町税及び保険料の減免等の特別措置	・町税・保険料の減免 ・徴収の猶予 ・期限の延長	【町民課】 088-893-1117 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112 【債権管理課】 088-893-1118
16	経済・生活面の支援	町税や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の窓口負担の減免措置等	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の窓口負担について、減免措置等が講じられます。	【町民課】 088-893-1117 【ほけん福祉課(高齢福祉係)】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
17	経済・生活面の支援	町税や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	国民年金保険料の免除等	災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、罹災証明書等を添付し申請することにより保険料の納付が免除等される場合があります。	【町民課】 088-893-1117 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
18	経済・生活面の支援	町税や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	心身障害者扶養共済制度掛金の免除等	災害によって財産に相当な被害を受け、心身障害者扶養共済制度掛金の納付が困難な方は、申請により掛金の納付が免除等される場合があります。	【ほけん福祉課】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
19	経済・生活面の支援	町税や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	障害福祉サービス等の利用者負担の减免	災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。	【ほけん福祉課】 088-893-3810 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112

町No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	町関係課 連絡先 (制度に関する外部団体 連絡先)
20	経済・生活面の支援	町税や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	公共料金・使用料等の特別措置	災害により被害を受けた被災者に対しては、町が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●水道料金について 【上下水道課】 088-893-1920 【吾北総合支所建設課】 088-867-2315 【本川総合支所産業建設課】 088-869-2115 ●保育料について 【教育委員会事務局】 088-893-1922 【吾北教育事務所】 088-867-2312 【本川教育事務所】 088-869-2331
21	経済・生活面の支援	手話通訳や要約筆記ができる方にボランティアに入ってほしい	災害時情報支援ボランティアの派遣	手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア(支援者)を派遣します	【ほけん福祉課】 088-893-3810
22	住まいの確保・再建のための支援	住まいを確保したい	応急仮設住宅	地震及び津波により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、応急仮設住宅を供与します。	【土木課】 088-893-1116
23	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	公営住宅への入居	低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますか、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。	【管財契約課】 088-893-1114 【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300 【本川総合支所住民福祉課】 088-869-2112
24	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	特定優良賃貸住宅等への入居	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます(要件を満たす方)。	【吾北総合支所住民福祉課】 088-867-2300

町No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	町関係課 連絡先 (制度に関する外部団体 連絡先)
26	住まいの確保・再建のための支援	民間賃貸住宅に移転したい	セーフティネット登録住宅への入居	被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができます。(一定の要件を満たす方)。	【総務課危機管理室】 088-893-1113
27	住まいの確保・再建のための支援	土砂等を撤去したい	障害物の除去 等	災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。	【土木課】 088-893-1116 【吾北総合支所建設課】 088-867-2315 【本川総合支所産業建設課】 088-869-2115
28	住まいの確保・再建のための支援	応急的に自宅の修理をしたい	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(ブルーシートの展張)	災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上(相当)と判断された世帯に対して、①ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付②修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供のいずれかを支援します。	【土木課】 088-893-1116 【吾北総合支所建設課】 088-867-2315 【本川総合支所産業建設課】 088-869-2115
29	住まいの確保・再建のための支援	応急的に自宅の修理をしたい	日常生活に必要な最小限度の部分の修理(住宅の応急修理)	災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自らに修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 応急の修理は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。	【土木課】 088-893-1116 【吾北総合支所建設課】 088-867-2315 【本川総合支所産業建設課】 088-869-2115
30	住まいの確保・再建のための支援	住まいの再建を図りたい	再建家屋に係る固定資産税の減税等	災害から5年以内に再建した家屋について、再建の翌年から2年度分に限り再建した家屋の固定資産税の軽減または免除を受けることができます。	【市民課】 088-893-1117
31	住まいの確保・再建のための支援	住まいの耐震化・省エネ化等を図りたい	リフォーム促進税制(固定資産税)	内容に応じて、工事完了の翌年度分に限り対象家屋の固定資産税の1/3または1/2の減額を受けることができます。申請期限があります。	【市民課】 088-893-1117